

駅前交通広場等電気コンセント設備使用申込書

令和 年 月 日

(あて先)東大阪市長
(道路管理課扱い)

申込者 住所

氏名

使用目的			
道路占用許可書 ID			
使用場所	<input type="checkbox"/> 永和駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 東大阪市×鳥貴族うぬぼれ俊徳道駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 布施駅北口駅前交通広場 <input type="checkbox"/> 中緑道23号線(若江岩田駅前) <input type="checkbox"/> 瓢箪山駅前せせらぎ広場		
使用責任者	氏名		
	連絡先		
使用日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの 日間		
コンセント番号			
使用料	500円/日×___系統(100v 15A)×___日間 = _____ 円		
使用する電気機器	電気機器名	数量	

駅前交通広場等電気コンセント設備使用承認証

上記のとおり承認する。ただし、以下の条件を付する。

(条件)

- 1 申込者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申込み時には、道路占用許可書も提示すること。
- 3 道路占用許可を受けた目的以外で使用しないこと。
- 4 本承認書は、電気設備使用中も携帯すること。
- 5 使用料は、申込時に窓口にて現金で支払うこと。
- 6 支払った電気料金は返還しない。
- 7 鍵の貸出しは、原則使用日の前日とする。前日が休日の場合は、開庁している日の直近日とする。
- 8 鍵の貸出しの際は、借用書を提出し本承認証と身分証明書も併せて提示すること。
- 9 鍵の返却は、使用期限の翌日とする。翌日が閉庁している場合は、開庁日に最も近い日とする。
- 10 電源を利用する場合、ケーブル等で養生し、歩行者等の妨げにならないようにすること。
- 11 点字誘導ブロック等のバリアフリー施設の妨げにならないようにすること。
- 12 電源及び電気機器等を使用する場合、感電事故等がないよう安全に配慮すること。
- 13 アンプ等の音響機器を使用する場合は、周辺への環境を配慮すること。
- 14 電気設備使用後は、施錠し原状回復すること。
- 15 電気設備使用に関係のない周辺機器には触れないこと。
- 16 使用に際し苦情等があった場合は、使用者にて対応すること。
- 17 容量を超えて使用しブレーカが落ちた場合は、使用中止となります。
- 18 鍵を貸出している期間(市へ返却していない期間を含める)、電気使用者の管理不足により東大阪市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- 19 災害等の緊急の場合、使用期間内であっても、その需要のために利用させること。
- 20 鍵の貸出しについて、「鍵借用書」を1部提出すること。その際、鍵借用責任者の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカード表面の現物)を提示すること。コピーします。
- 21 その他、市の指示や指導があった場合、速やかに従うこと。

承認印